

出雲市東部都市拠点地区活性化協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、出雲市東部都市拠点地区活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を島根県出雲市平田町2280番地1の平田商工会議所内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、出雲市平田町を中心とする地域に存する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、次に掲げる事項を中心に協議を行うことを目的とする。

- (1) 木綿街道の整備
- (2) 本町商店街の整備
- (3) 中ノ島ニューシティプラザの活用策の検討
- (4) 一畑電車デハニ50形の活用策の検討
- (5) 旧平田船川の整備
- (6) その他東部都市拠点地区の活性化に係る事業

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 平田商工会議所
- (2) 株式会社中ノ島ニューシティプラザ
- (3) 島根県
- (4) 出雲市
- (5) 出雲市平田地域の企業代表並びに住民代表のうち必要があると認める者

2 構成員については、事業の進展状況により随時追加することができる。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 協議会の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 3 協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、平田商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が会員の中から指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(会 議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、会長が任免する。

(運営経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、必要な都度事務局で協議し決定する。

(補 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年8月28日から施行する。